最終更新日：2026年11月27日
エコモット株式会社
代表取締役 松浦　年晃
問合せ先：011-558-2211
証券コード：3987

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に向上させ、事業を通じて社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。このため、経営の健全性や機動性の向上を図るとともに、経営の透明性を確保するための経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでまいります。
当社は、会社法で規定されている制度に則り、経営戦略の方針に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関としての監査役会を設置しております。
取締役会は、定例取締役会を毎月１回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を検討・決議しております。また、取締役会には監査役も出席し、取締役の職務執行を監督しております。
監査役会は、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査役は、取締役会及び経営会議に出席し経営全般に対する監督を行うとともに、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に従い監査役監査を実施しております。
第三者のコーポレート・ガバナンス体制への関与として、弁護士と顧問契約を結び、法律上の判断を必要とする場合、適時に指導、助言を受けております。会計監査人とは、厳正な評価基準に基づき監査契約を締結し、公正不偏な立場で会計監査を受けるものとしております。
コンプライアンス面では、健全な企業活動を継続していくために、法令及び各種規則、社会規範、企業倫理などを遵守した企業活動を行うための社内体制に積極的に取組んでおります。
当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が充分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主をはじめとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティー（説明責任）を果たしてまいります。
また、株主をはじめとする幅広いステークホルダーに対して適時かつ適切に情報開示を行うとともに、健全で透明性の高い経営体制の構築・整備に取組んでおります。企業規模の成長・拡大に応じ、企業統治に必要な諸機能を一層強化・改善・整備・充実させ、「企業経営の適法性の確保」及び「企業経営の効率性の確保」を維持しつつ、更なる企業業績の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しております。

【補充原則1-2 ④ 株主総会における権利行使】
議決権行使プラットフォームについては、現在の株主構成及び十分な議決権行使率を鑑み利用を見合わせております。今後、機関投資家および海外投資家の株主比率の推移を踏まえつつ、必要なコストなども勘案して、導入を検討してまいります。
また、招集通知の英訳についても、当社の株主構成において海外投資家の比率が低い状況であることから、実施しておりません。今後、海外比率の推移を踏まえつつ、招集通知等の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1 ② 英語による情報開示】
当社の株主構成において海外投資家の比率は低い状況であることから、英語による情報開示は行っておりません。今後、海外株主比率の推移を踏まえつつ、当社ホームページ等の英語化および、株主総会招集通知、決算説明資料等の英語版製作などを検討してまいります。

【補充原則 4-3 ③ 代表取締役を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】
当社は、代表取締役の解任に関する具体的な手続きやその評価基準を定めておりませんが、取締役会は独立社外取締役を含め構成されるとともに、議案等に関し独立社外監査役の出席による独立した客観的な立場による意見交換を図るなど、適切な経営監視が行われております。このため、代表取締役の解任手続きを含む監督機能の実効性は確保されていると考えております。

【補充原則 4-8 ③ 独立社外取締役の有用な活用】
当社は独立社外取締役１名、独立社外監査役１名を選任し、業務執行取締役に対する監督・監査並びに中立・公正な助言を行える体制を構築しております。
今後、当社の置かれる経営環境の変化や、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を総合的に勘案し、独立社外取締役を増員することも検討しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

【補充原則4-10 ① 任意の仕組みの活用】
当社は、指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、取締役の指名・報酬等に関しては独立社外取締役および独立社外監査役による適切な意見・助言を十分に考慮し、決定しております。このため、現行の仕組みは適切に機能しているものと考えております。指名委員会・報酬委員会につきましては、今後の必要性に応じて設置を検討してまいります。

【補充原則4-11 ③ 取締役会の実効性評価】

取締役会における独立社外取締役・独立社外監査役による闊達な発言・質疑応答・議論の状況から、取締役会の実効性は保たれていると判断しております。今後、当社に相応しい取締役会の機能向上手法や実効性の評価手段が確立した場合には、その導入について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しております。

【原則1-4　政策保有株式】
現在、政策保有株式として上場株式を1銘柄、非上場株式を4銘柄保有しております。上場会社1銘柄は持株会への加入であり、所有議決権個数は僅少であります。詳細は有価証券報告書（https://www.ecomott.co.jp/ir/securities/）をご参照ください。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、事業年度末に関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。また、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【補充原則2-4 ① 社内の多様性の確保】
当社は女性の活躍機会の確保を重要な課題と捉えており、女性管理職の教育や育成を進め、当社管理職内の女性の割合は10.0%であります。また、男性労働者の育児休業取得も積極的に進めており、本人または配偶者への個別周知と意向確認の徹底、短期取得の促進、子の看護休暇制度の採用等を進め、当社の男性労働者の育児休業取得率は100%であります。今後も社内の多様性の確保を積極的に進めてまいります。

【原則2-5　内部通報】
当社は、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談・通報を適正に処理できる体制として、内部通報窓口を設置しております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
従業員の資産形成に資するため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）経営理念及び経営戦略
当社の経営ビジョンや経営戦略は、当社ホームページ上に開示しております。
（https://www.ecomott.co.jp/vision/#mission）
当社ホームページでIR情報として決算短信等を開示しております。
（https://www.ecomott.co.jp/ir/）
（2）当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
（3）取締役、監査役の報酬に関する方針と手続き
（4）取締役候補者の指名に関する方針と手続
上記3項目は、詳細を有価証券報告書に記載しております。
（https://www.ecomott.co.jp/ir/）
（5）取締役候補者の指名を行う際の選任・指名についての説明
全ての取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則3-1 ③ 自社のサステナビリティについての取組み】
サステナビリティに関する以下の考え方及び取組の詳細は有価証券報告書
（https://www.ecomott.co.jp/ir/）をご参照ください。
（1）サステナビリティに関する考え方
当社グループは「このテクノロジーでもっと、先の未来へ」をスローガンに社会の持続可能な発展に貢献することを企業の責任と考え、サステナビリティに関する取組みを積極的に推進します。地域社会との共生を基本方針とし、未来の世代に豊かな地球を残すために、企業活動のあらゆる側面で持続可能性を追求します。
当社グループでは経営理念を実現するためにCREDO（クレド）という6つの行動指針を定めております。なかでも従業員の自発的な成長を促す「成長にコミット（Commit to Growth）」と、ワークライフバランスを重視した健康的な生活を後押しする「健康に気を配る（Care for Wellness）」の二つは人的資本の活躍支援に欠かせない重要な行動指針となっております。この二つの行動指針を中心とした戦略を策定し実行することによって、社会やお客様の課題にいち早く取組み、解決・貢献できる組織作りが可能と考えております。
（2）サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理
（サステナビリティ全般に関するガバナンス）
当社グループは、前述の基本方針に基づき、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、サステナビリティ推進体制を強化しており、代表取締役がサステナビリティ課題に関する経営判断の最終責任を有しております。
当社グループは、「サステナビリティ推進室」を設置しております。当部門は代表取締役が管掌しております。当部門は下記の事項について検討を行い、経営会議に提言・報告を行っております。経営会議は、当該提言・報告を受けて、当社グループのサステナビリティ経営推進のための重要事項について審議を行い、決定しております。
また、取締役会は、経営会議において承認された事項の報告を受け、サステナビリティに関する課題への対応について、事業機会創出の観点を含め、討議を行います。

＜サステナビリティ推進室の検討事項＞
① 中長期的な視点に立ち、サステナビリティに関する重要課題の特定
② サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会の識別
③ サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会への対応の基本方針の策定
④ サステナビリティに関する重要課題への対応の進捗状況の共有と対策の策定

（リスク管理）
事業上のリスク・機会は、当社グループ及びステークホルダーにとっての財務的影響、並びに環境・社会に与える影響の大きさの程度、発生の

可能性をもとに、全社的なリスク・機会の中で各部門・グループ会社により特定され、「経営会議」で審議されます。
当社グループは、定期的に開催される「経営会議」において審議されたサステナビリティに関する事項を、「取締役会」に報告し、リスク・機会の状況を継続的に注視しながら対応策の進捗状況を監視し、全社的なリスク・機会全般において管理・監督を実施します。
(3) 重要なサステナビリティ項目
(気候変動対応)
当社グループは、気候変動問題を重要なサステナビリティ課題として認識しております。当社グループ商品である融雪システム遠隔監視ソリューション「ゆりもっと」の提供を通じて、融雪にかかる灯油・ガス等のエネルギーコストを削減することにより、環境負荷低減を実現しております。
(人的資本)
当社グループは、「環境・働く人・社会貢献」を重要なサステナビリティ課題として認識し、「働く人」における、働きがいのある仕事・より良い働き方の構築と社員やその家族・大切な人のウェルビーイングの向上を軸とした指標を定めます。当社グループでは既に顧客への当社グループ商品提供を通じて環境負荷低減を実現していますので、これらのサステナビリティ目標を新たに定めることにより、企業の社会的責任を更に推進できるものと考えております。

【補充原則4-1 ① 取締役会の役割・責務】
取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制として、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、業務の効率的な執行を支援するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を開催や組織上執行役員を設ける事で経営と執行の分離、意思決定の迅速化を図っております。
また、取締役を含む会社の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関する諸規程を整備し、経営環境の変化に応じて適時適切に見直しを行っております。

【補充原則4-2 ① 取締役へのインセンティブ制度】
取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与する制度を導入しております。

【補充原則4-3 ④ 内部統制システム】
当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。詳細は有価証券報告書に記載しております。
(https://www.ecomott.co.jp/ir/)

【補充原則 4-4 ① 監査役及び監査役会の役割・責務】
当社は監査役会設置会社であり、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査役は、監査役規則及び監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及び経営会議といった重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、部門管掌する取締役へのヒアリングを行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対してその説明を求めています。
監査役会では、監査方針及び監査計画、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、常勤監査役による活動報告に基づく情報共有等を行っており、定期的に会計監査人から監査に関する経過・結果等の報告を受け、情報共有・意見交換を行っています。

【補充原則4-11 ① 取締役会の構成についての考え方】
当社の取締役会は、迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、各部門を統括する責任者と豊富な知識・経験を持った社外取締役で構成しております。取締役の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう努めております。
社外取締役および監査役に関しては、具体的には企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、会計・法務に関する専門的な知識を有する者等が適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

【補充原則4-11 ② 取締役会・監査役会の他の上場会社役員兼任状況】
取締役および監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じて毎年開示を行っておりますので、ご参照ください。

【補充原則 4-14 ② 取締役・監査役のトレーニング】
取締役および監査役には、求められる役割と責務 (法的責任を含む) を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。各取締役および各監査役は、その役割と責務を全うするうえで、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー・外部団体または他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。その費用につきましては当社負担としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家との対話については、IR担当取締役が統括するとともに、担当部署である経営企画部を管掌し、日常的な部署間の連携を図り株主・投資家との対話の充実を図っております。株主・投資家との建設的な対話を図るため、法定開示及び適時開示に加え、当社の活動に関する有用な情報についても積極的に開示しております。決算説明会を定期的に開催し、代表取締役自らが説明・回答することを基本方針とし、また株主総会において充分な質疑の時間をとることで、建設的な対話を促進しております。また、株主との対話の際には、インサイダー情報を伝達しないよう留意しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示 (初回)
英文開示の有無 更新	無し

該当項目に関する説明 更新

当社グループは株主の皆様を中心とした、取引先企業及び従業員等のステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。これに対して当社グループは、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に中長期にわたって当社株式を保有していただくことを目的として、2025年8月末より当社株式を保有する株主様を対象とした株主優待制度を導入しております。

また、2026年8月末には長期保有の一層の促進と当社事業へのご理解をより深めていただくことを目的として、当社グループの商品を株主優待品へ拡充しております。

当社グループは、継続して高付加価値商品の開発や利益率向上のための各種施策を着実に実行するとともに、サプライチェーンの維持向上に努め、得られた成果について適時適切な情報開示を行い、株主様への還元を実行していく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
入澤　拓也	1,118,900	21.65
KDDI株式会社	1,060,000	20.51
積水樹脂株式会社	260,100	5.03
松永　崇	234,100	4.53
株式会社テラスカイ	69,000	1.34
しなねん商事株式会社	31,000	0.60
エコモット従業員持株会	29,700	0.57
エコモット役員持株会	21,200	0.41
楽天証券株式会社	21,100	0.41
月永武寿	18,500	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード、札幌 アンビシャス
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上　彩子	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

村上　彩子	○	村上　彩子氏は株式会社マックスドナ代表取締役、および株式会社エシカルタイム代表取締役でありますが、当社との間に取引関係はありません。	村上　彩子氏は、サステナビリティを事業や社会活動を通じて推進していること、その経歴からグローバルな視点を有していること、また代表取締役として企業経営に携わってきた経験を有しております。当社経営判断･意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地からの助言･提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また同氏は、相互に主要な取引先に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、以下を連携して行い、監査の質的向上を図っております。
･相互の監査計画の交換並びにその説明･報告
･定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
･実地棚卸の立会い
監査役及び内部監査部門は、以下のようにＣＳＲ経営全般について連携して監査を実施しております。
･相互の監査計画の交換並びにその説明
･報告･業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
･会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥山　倫行	弁護士										△			
梅田　久美子	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥山　倫行		当社は奥山　倫行氏との間で、2014年まで顧問弁護士契約を締結しておりました。	弁護士として企業法務に長年携わり、さらに様々な業界で監査役や取締役を歴任してきた経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。
梅田　久美子	○	―――	会計士として企業監査に長年携わり、取締役を務めた経験も有しており、会計並びに企業経営に関する豊富な知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。また同氏は、相互に主要な取引先に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する士気を喚起し、当社の企業価値を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を決定いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値を高めることを目的として、当社の取締役、及び従業員に対し、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

ア.当該方針の決定の方法
　各取締役の報酬等の額の決定につきましては、取締役会によって決議された報酬テーブルに基づき決定することとしております。
イ.当該方針の内容の概要
　報酬テーブルではベースとなる基本報酬の額と変動幅を規定しており、基本報酬は担当職務や経験、前事業年度の業績等により変動します。
　社外取締役につきましては報酬テーブルに依らず、各社外取締役の貢献度等に基づき報酬等の額を決定しており、その権限を代表取締役松浦年晃に委任することとしております。
　各監査役の報酬等の額につきましては、監査役の協議により決定しております。
ウ.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
　取締役会は、代表取締役松浦年晃に対し報酬テーブルで規定された変動幅内において取締役個人別の基本報酬を決定する権限を委任しております。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額を決定するには代表取締役が最も適していると判断したためです。
　また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
エ.取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額決定に関する方針に係る事項
　取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額は、2025年11月26日開催の定時株主総会において年50千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には分割比率または併合比率に応じて当該総数を調整する）とし、その総額は年額20百万円以内と決議しております（社外取締役を除く）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。
　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は上記の報酬限度額内において決定しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は次の通りとなっております。
a.当該方針の決定の方法
　各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。
b.譲渡制限付株式の発行または処分の方法
　譲渡制限付株式の発行または処分は、当該発行または処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。
　⑴ 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法（以下「無償交付」という）
　⑵ 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という）
c.取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要
　譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。
　⑴ 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日、または3年を経過した日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という）譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。
　⑵ 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という）が満了する前に上記⑴に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
　⑶ 当社は、対象取締役が役務提供期間中継続して上記⑴に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記⑵に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記⑴に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
　⑷ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記⑶の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
　⑸ 当社は法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
　⑹ 上記⑴の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
　⑺ 上記⑹に規定する場合においては、当社は上記⑹の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
d.譲渡制限付株式を付与することが相当である理由
　対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし

て、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.94%と軽微であることから本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、取締役会事務局が行っており、取締役会付議事項に関しましては、事前に議題等を通知し、必要に応じて事前説明を行うなど、十分な情報提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会
取締役会は、本書提出日現在において、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されており、定時取締役会を毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を検討・決議しております。また、取締役会には監査役も出席し、取締役の職務執行を監督しております。
（2）監査役会
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、本書提出日現在において、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。
監査役は、取締役会及び経営会議に出席し経営全般に対する監督を行うとともに、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に従い監査役監査を実施しております。
（3）経営会議
経営会議は、常勤取締役、部長等により構成されており、原則月1回以上開催しております。業務執行に関する重要事項の報告、各部門の業務上の問題点の討議等を行っております。
（4）内部監査
当社の内部監査は、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。具体的には年間計画書を策定し、法令・定款・社内規程等の遵守状況の確認を中心とした監査を行っており、監査結果は代表取締役に報告されるとともに、改善の必要がある場合は業務改善指示を出し、業務の改善向上を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性および中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が8月末のため、集中日の問題は生じないものと判断しております。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内にIRページを作成のうえ、決算情報及び適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動は経営企画部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」において、法令遵守や適切な情報開示の尊重について規定しており、当社のステークホルダーの立場を尊重するための指針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、コーポレートサイトへの情報掲載、適時開示を通じてステークホルダーに対し適時・適切な情報開示を行い、当社に対する理解・信頼の向上を図ってまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。
①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役は当社の経営理念であるMISSION、VISION、VALUE、並びに社員一人ひとりの行動指針であるCREDOの浸透に努めると共に、コンプライアンス体制の基礎として定めているコンプライアンス規程をベースに、コンプライアンス推進を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令・定款の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
・コンプライアンス体制を統括する組織としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する問題の調査・対応を検討するとともに、重要事案については再発防止策の周知徹底に努める。
・取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談・通報を適正に処理できる体制として、内部通報窓口を設置する。
・監査役及び経営企画部は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する事項の監査を実施する。
・金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「事業活動に関わる法令等の遵守」「業務の有効性及び効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」、並びに「資産の保全」を目的とする内部統制を構築し、業務の改善に努める。
・会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報及び文書は、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
・機密情報については、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
・情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知の徹底に努める。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
・リスク管理規程に基づき、リスクの発生を最小限に抑え、またリスクが顕在化した場合には企業価値の毀損を極小化するための体制としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設ける。
④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制として、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。また、業務の効率的な執行を支援するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を開催し、さらに組織上執行役員を設ける事で経営と執行の分離、意思決定の迅速化を図る。
・取締役を含む会社の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関する諸規程を整備し、経営環境の変化に応じて適時適切に見直しを行う。
⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社の子会社の運営については各社の自主性を尊重しつつ、当社取締役や役職者を、子会社の取締役、監査役とし、業務の適正を確保する体制とする。
・子会社の業務執行の重要事項は、当社取締役会における報告事項とする。
・リスク管理・コンプライアンス委員会には当社より派遣する子会社の取締役も参加し、グループ全体のコンプライアンスを含むリスク管理に関する事項を統括し、グループ全体でのリスク管理・コンプライアンスの周知徹底を図る。
⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人（以下、監査役補助者という。）は存在しないが、監査役から求められた場合には、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
・監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を受けなければならない。
・監査役補助者の職務は監査役の補助選任であり他の一切の兼任を認めないものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。
・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底する。
⑧監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
・監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
・会社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は定期的に代表取締役と意見交換を行う。
・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役や社内各部門と定期的に意思疎通を図る。
・監査役、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
⑩反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、営業取引を含む一切の関係を遮断する。
・反社会的勢力排除に向けた基本方針を明文化し、全職員の行動指針とするとともに、関連規程を整備し反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除という社会要請に応じない場合には、企業の存続をも脅かすリスクとなり得るものと認識し、「反社会的勢力排除に向けた基本方針」を定め、社内外に反社会的勢力排除の意思表明を行っております。
これを受け、反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対応マニュアル、反社会的勢力チェックマニュアル等の社内規程を整備し、人事総務部を所管部署として運用を行っております。また、これらの内容は、全社研修を実施し、その内容の周知徹底を図っております。具体的には、役員、従業員及び取引先（新規・既存）に関して、誓約書の入手や外部データベースを用いた調査等を行っております。また、取引先と締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。
なお、当社は北海道暴力追放センターの賛助会員になっており、所管警察署や同センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任・配置しております。

Vその他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

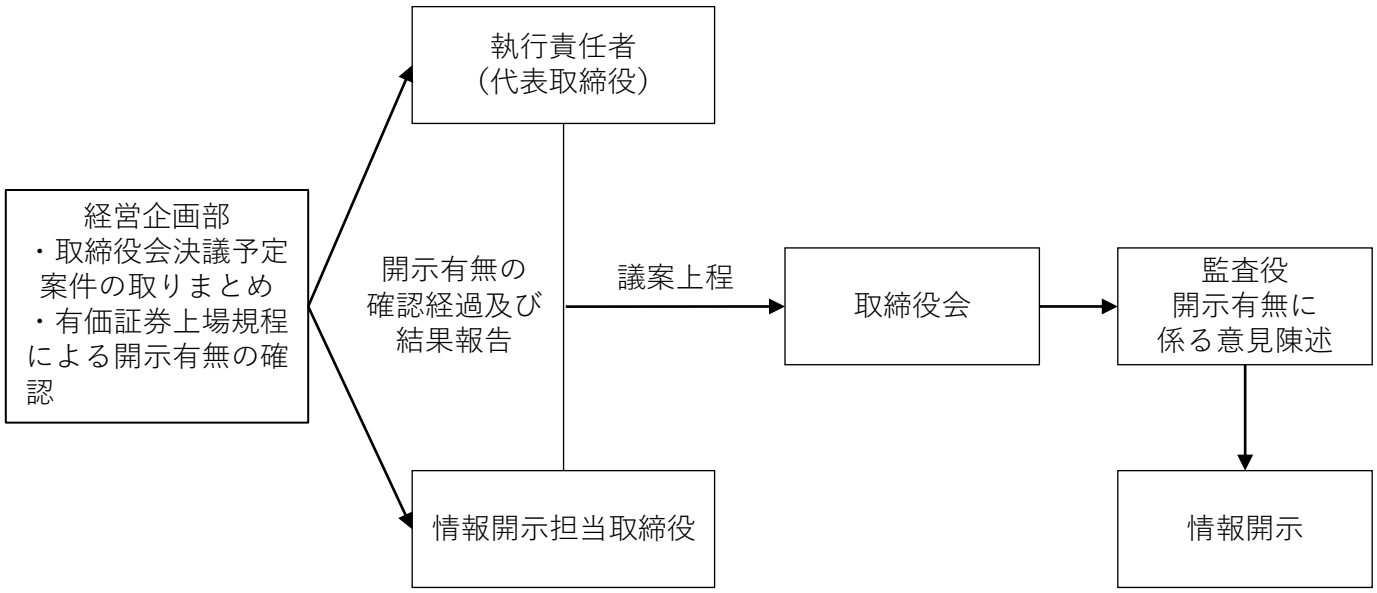
該当項目に関する補足説明

―――

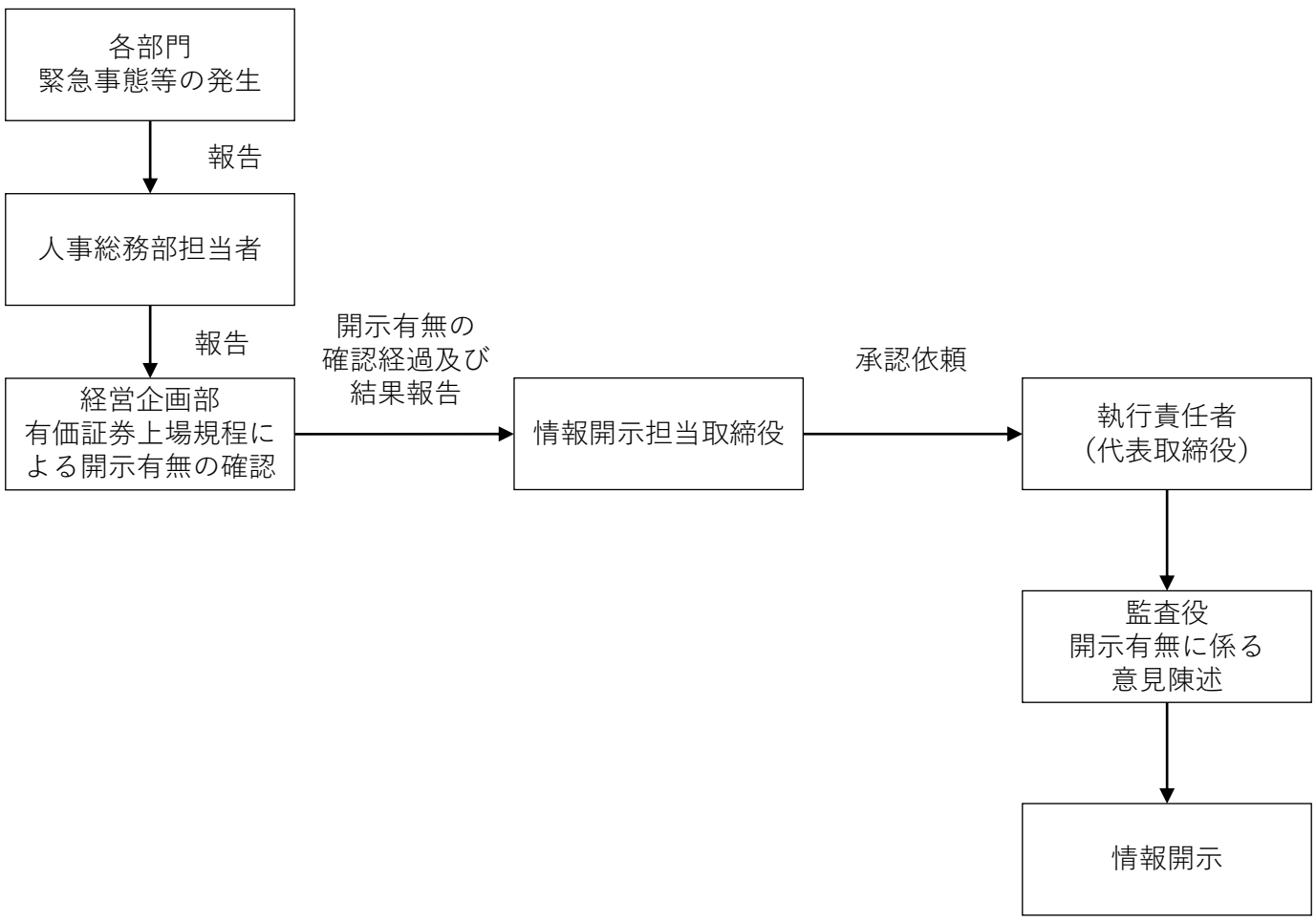
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

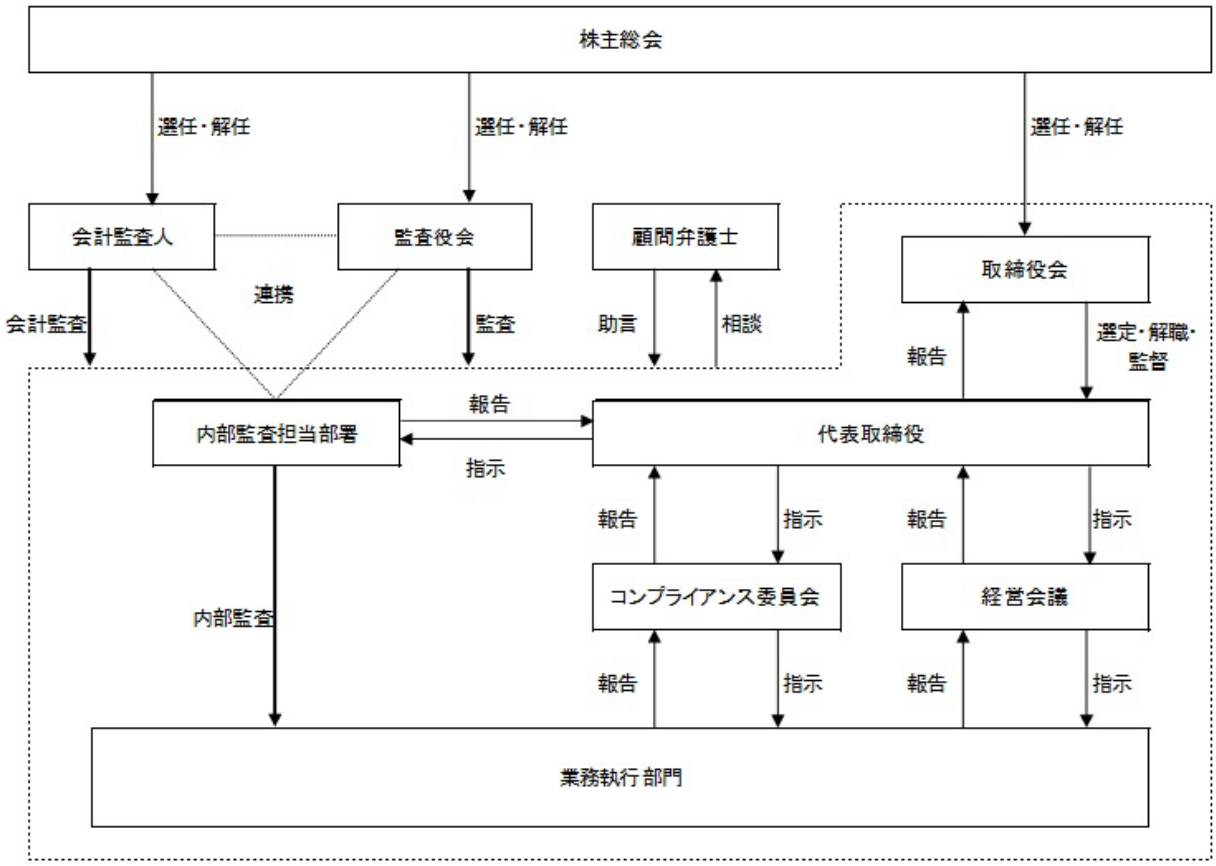
―――

＜決定事実・決算に関する情報等＞



＜発生事実に関する情報等＞




株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
監査役会
顧問弁護士
取締役会
連携
会計監査
監査
助言
相談
報告
選定・解職・
監督
内部監査担当部署
報告
指示
代表取締役
報告
指示
報告
指示
コンプライアンス委員会
経営会議
内部監査
報告
指示
報告
指示
業務執行部門